リアリティが事実を確定する！
——法廷における犯行事実の認定をめぐる社会的構成過程——

狩　谷　あゆみ

（受付　1999年10月8日）

I　はじめに

本稿で事例として取り上げるのは，1995年10月18日朝，大阪・道頓堀川の戎橋上で起きた所謂「道頓堀野宿者殺人事件」に関する裁判である[1)]。ここで，主として取り扱うのは，被告の犯行事実の有無が争点となった裁判傍聴記録である。

この事件は，当初，マスコミによって「台車に寝ていた男性を通りかかった若い男三人が抱き上げて約5m下の川に投げ込んだ」（1995年10月18日付け，朝日新聞夕刊）と報道されていた。しかし，実際に殺人容疑で逮捕されたのは，S（事件当時24歳）とT（事件当時25歳）であり，残りのもう一人（Y）は重要参考人として警察に出頭した[2)]。

主犯格とされたSは，傷害致死罪で起訴され，1997年1月23日に大阪地

1)　本稿では，この事件を「道頓堀野宿者殺人事件」と呼んでいる。「野宿者」というカテゴリーについては［狩谷，1997］を参照されたい。なお，本稿では法廷で実際に使用された「浮浪者」あるいは「ホームレス」という言葉を敢えてそのまま使用している。

なお，本稿でデータとして使用している裁判傍聴記録は，筆者自身が裁判を傍聴し，記録したものである。筆者が傍聴した裁判は，大阪地裁でのSの一審（1996年1月23日第一回公判～1997年1月23日判決言い渡し），大阪地裁でのSの控訴審（1997年12月3日第一回公判～1998年12月2日），大阪地裁でのTの公判（1995年12月15日第一回公判～1998年10月9日）である。尚，データにおける被害者／加害者の名前等は，全てアルファベットの仮名にしてある。

2)　事件後，S，T，Yの三人は東京に逃亡しているが，なぜSだけでなく，犯行事実を否認していたTが容疑者とされ，Yが重要参考人となったのかは，裁判を ↗

裁で懲役6年という判決が言い渡された後，弁護人側が控訴した。そして，高等裁判所で審議され，1999年6月11日の控訴審判決では，一審・大阪地裁判決が破棄され，Sに懲役4年という減刑判決が下され確定している。Sの犯行行為に関しては，一審判決では「嫌がらせのため川へ投げ込んだ」という事実認定が行われたが，控訴審判決では「脅すつもりで被害者を欄干に乗せたが，しがみつかれて手を振り払ったために落ちた」という事実認定が行われ，その点が主とした減刑理由とされている[3)]。

Sの第一審は，被害者であるFさん（事件当時63歳）が「浮浪者／ホームレス」であることを前提に裁判が進められていったという特徴を持つ。Sの公判においては，このカテゴリーに備わった両義性（逸脱者／弱者）が，検事，弁護人双方による犯行動機の構成戦略として用いられ，特に被告の犯行動機を構成していくプロセスでは，S自身が「かねてから浮浪者／ホームレスに嫌悪感を抱いていた」という点が争点となっていた[4)]。

一方，Sと同様に傷害致死罪で起訴されたT（事件当時25歳）の公判で

↘ 傍聴した限りでは不明である。ただ，S，T，Yの三人は，事件前日，Sが一人の「浮浪者」から199万円を奪い取り，三人でテレクラやゲームセンターなどで豪遊したことを法廷で証言している（この件での訴追は行われていない）。Yは，事件後に三人で東京へ逃亡した理由については「前の日に浮浪者から199万円盗っていたので『やばい』と思ったから」と述べている（1998年5月29日，S被告控訴審）。これらの証言から，TとYは，事件前日に「浮浪者」から奪い取った199万円を使って豪遊したことで逮捕される可能性があることを懸念し，Sと共に逃亡したが「浮浪者から199万円盗み，それを使って豪遊した」という「事実」は問われず（この件での訴追が行われなかったために），「三人で逃亡した」という「事実」から，TやYにも本事件に関する容疑がかけられた（Tは容疑者，Yは重要参考人という形で）と推測される。

3) Sが懲役6年から懲役4年に減刑された要因の一つには，一審判決後に，この事件を取り上げた『大阪道頓堀「ホームレス」襲撃事件』[北村，1997] が出版され，Sを支援する「野宿者襲撃事件を考える会」が発足したこと，傍聴人数が一審と比較して大幅に増えたことと関連していると推測される。

4) Sの犯行動機は「被害者を川へ投げ込んだ」という行為からではなく，S自身の「いじめられた経験」，Sが日頃から抱いていた「浮浪者／ホームレスに対する ↗

は，Ｔ自身に対する尋問以前に，目撃者や取調官，Ｓに対する証人喚問が三年以上にも及んだ。本稿で主として取り扱うＴの公判は，以下のように特徴づけることができる。

①警察官の取り調べの際に，Ｔ被告自身が一旦は犯行事実を認めたこと（自供）。
②第一審公判の罪状認否において，Ｔ被告自身が犯行事実そのものを否認したこと。
③法廷においては，その争点が「Ｓ一人でやったのか／ＳとＴの二人でやったのか」となり，Ｔによる犯行事実の有無自体が問題となったこと。
④指紋や凶器といった犯行事実に関する物的証拠がないために，目撃者の証言と本人の供述調書をもとに犯行事実の有無自体が争われたこと。

尚，最終的に判決では，Ｔの無罪が確定している（1999年５月６日）。最終的にＴの公判で「Ｓの犯行行為に関与していない」（＝無罪）という事実認定が行われるまでに，長い期間がかかったのは，Ｓの一審及び控訴審の進展が影響したものと推測される。

「Ｓ一人でやったのか／ＳとＴの二人でやったのか」という点に関しては，Ｓの一審ではＳ自身の「二人でやった」という供述調書の信憑性が争点となっていたが，判決では「Ｔと共謀し」という事実認定がされただけで，ＳとＴとの具体的な共謀行為については言及されなかった。おそらく，この時点でＴの裁判が目撃者の証人喚問段階にとどまっていたことと関連していたのではないかと推測される。Ｓの一審判決に関する弁護人の控訴理由は，「ＳがＴと共謀したのではなく，単独で犯行に至った」という点と，「警

↘ 苛立ち」，Ｓが日頃から行っていた「浮浪者／ホームレスに対するいじめ」から引き出され，構成されていった。同時に，被害者は「浮浪者／ホームレス」であることを前提に，「無抵抗な弱者」として一般化され，カテゴリー化されていった。詳細については［狩谷，1998］を参照されたい。

察・検察によって充分な証拠調べが行われなかったのではないか」という点であった（S控訴審，1997年12月3日）。Sの一審・控訴審で，弁護側が「Sの単独犯行」を主張したのは，「Sは，被害者のFさんを川に投げ込んだのではなく，からかおうと持ち上げた際に，被害者があばれた結果，誤って川に落ちた」ということを立証することによって，Sに対する刑事罰を減刑しようとしたからである。つまり，裁判において「被害者が誤って川に落ちた」という「事実」を立証する際には，加害者が被害者を「二人で持ち上げた」よりも「一人で持ち上げた」ほうがリアリティ構成にとって優位な条件となるのである。

T公判での証人喚問において「S一人でやったか／SとTの二人でやったか」という点に関して，主な争点となったのは，目撃者の証言によって作成された調書の信憑性と，T自身の自供書及び供述調書の信憑性であった。土井隆義によると，供述調書に記載された犯行動機は，自白聴取の過程における取調官と被疑者とのコミュニケーションの産物であり，調書は，過去の行為事実の再現というよりも，取調官と被疑者との相互作用のあり方の再現なのである［土井，1988b:110–111］。さらに，犯罪をめぐるリアリティについて，土井は以下のように述べている。

> 犯罪をめぐるリアリティは多元的に存在している。それを一元化してしまうのが，裁判過程である。すなわち自白聴取の過程から出力された調書は，その後続過程である裁判において，一元的なリアリティを構成するための素材として用いられることになる。被疑者は，変換された言語による犯行動機になんとなく違和感を持ちつつも，調書に記載された言説こそまさに自分の動機だと認めざるをえない。聴取の過程で自分が表明した内容をもとに作成されたものである以上，その内実は自分のものに違いないからである［土井，1988b：112］。

確かに，調書における犯行事実及び犯行動機は，被告自身がそれを認めているか認めていないかに拘わらず，法廷においても引き続き調書に記載された言説に沿ってリアリティが構成されていく場合が多い。しかし，弁

護人側は，被告自身が犯行事実を認めていれば，被告の刑の情状酌量を狙って「弁解」を行うために，調書における被告の犯行動機を崩すためのリアリティを構成していき，また，被告自身が調書における犯行事実そのものを否認している場合には，「犯行事実はない」（=「無実である」）ということを示すために，犯行事実をめぐるリアリティを構成していく。つまり，法廷においては，裁判官／弁護人／検事とのやりとりを通じて，被告の犯行動機が構成されていくことになるが［狩谷，1998：98］，実は同時に，犯行事実自体も裁判官／弁護人／検事とのやりとりを通じて，犯行事実をめぐるリアリティとして構成されていくのである。本稿では，最終的に無罪判決が確定したTの公判において，特に証人喚問のやりとりの中で，犯行事実をめぐるリアリティが，どのように構成されていったのかを明らかにしていく。

尚，本稿では，構成主義的アプローチの分析視角をとるために，法廷で争点となった一連の事柄が事実（真実）かどうかは問題としない。

Ⅱ　目撃証言をめぐるリアリティ

以下は，Tの第一回公判で，検事が読み上げた起訴状の一部である。

> 被告Tは，いわゆる浮浪者に対し，日頃から嫌悪感を抱き，道頓堀川（水深 3.1 m）の戎橋上で，手押し車で仮眠していた老人を浮浪者と思って嫌悪感を抱き，Sと共謀して台車を押し，鉄パイプで小突いた後，Fさんが起き上がらないので，起こそうと思い，台車ごと川（水深 5.4 m）に投げ落とした。Fさんは，A.M 10：22頃大阪市N区の病院（O病院）で死亡。死因は溺死。
>
> ［T公判，1995年12月15日］

Tは上記の起訴状を全面的に否定し，「一切，Fさんに手を触れていない」と述べ，弁護人は無罪を主張した。法廷において，検事は上記の起訴状に基づいて「二人でやった」という目撃者を証人として採用し，TがS

と共謀して犯行に至った点を示そうとした。一方，弁護人側は「Tが犯行事実を否認している」という点に基づいて，「S一人でやった」という目撃者を証人として採用した上で，警察官／検事によって作成された目撃者の供述調書自体の信憑性を問題とした。

本章では，検察側が採用した証人Mと弁護人側が採用した証人Nに対する証人喚問と反対尋問でのやりとりを見ていくことによって，目撃証言をめぐるリアリティがどのように構成されていったのかを明らかにしていく。

(a)　検察側証人M

検　事：その後どうなりましたか？

証人M：被害者の方が放られたっていうか，まるでゴミでも捨てるように，すうっと川に落ちていったのが，目に焼きついています。あんなに簡単に人は落ちていくものなのかという印象でした。

検　事：そのとき被害者の方は欄干を中心として，どれくらいの高さから放られたのかはわかりますか？

証人M：姉も私も，恐かったので，あまりじっと見ていたわけではないので，はっきりとしたことは分かりません。何かあればすぐ交番の方へ行かなければと思っていたので。

検　事：欄干に座ったような恰好で被害者が川に落ちたときに，誰か他にいましたか？

証人M：私は落ちた直後に交番の方に行ったので，あまりよく見ていません。

検　事：前回の証言で，証人は「被害者が落ちる直前にSはそばにいた」というのはおっしゃってたんですが，誰か他にいましたか？

証人M：私は被害者の人ばかり見ていたので，人がいたのは分かるんですが，どの辺りにいたというのはわかりません。

検　事：被害者がそのような恰好で川に投げ込まれた事情について，あなたはどう思われましたか？　思い当たる事実関係はありますか？

証人M：別にありません。被害者の方がSさんとかに何かしたという

状況もありませんでした。

検　事：被害者が橋の欄干に，椅子に座ったような形で川に落ちたのは，どうしてだと，何があったからだと思いますか？

証人M：それは投げ込まれたからだと思います。

検　事：それは一人でですか？

証人M：二人でだと思います。

検　事：それはなぜですか？

証人M：一人ではできないと思います。それははっきりとそう思ってます。二人か三人でやったんだと思います。

……（中略）……

検　事：検察庁では「金髪の人が上半身を持ち，もう一人の男が足を持って投げ入れた」と述べられているんですが，覚えていますか？

証人M：今は，あの姿勢では，一人ではなく，二人で両側から抱えてもらわなければ，（被害者を）持ち上げられないだろうと思うだけです。

［T公判，1997年6月20日（括弧内筆者）］

上記のやりとりの中で，証人Mは「被害者が放られたというか……川に落ちていったのは目に焼き付いている」と証言しているが，検事の「どれくらいの高さから放られたのか」「S以外に被害者のそばに誰がいたのか」という具体的な状況に関する質問に対しては，「恐かったので，じっと見ていない」「被害者の人ばかり見ていたので……分からない」と答えている。おそらく当初，検事は，証人MからTの犯行行為に関する具体的な回答を期待していたと思われるが，実際には上記のような曖昧な回答しか得られなかった。そのために，検事は証人Mに対して，「被害者が橋の欄干に，椅子に座ったような形で川に落ちたのは……何があったからだと思いますか？」と言うように，犯行状況に関する説明を求めている。そして「一人でやったか／二人でやったか」という質問によって，「一人ではできないと思う」「一人ではなく，二人で両側から抱え上げられなければ（被害者を）持ち上げられないだろうと思う」という証言を証人Mから引き出している。

ここで，検事側は，証人Mとのやりとりの中で，Tの自供書及び供述調書の裏付けを取ること，言い換えれば「TがSと共謀して犯行に至った」という事実認定を確固たるものとすることが目的だったと推測される。上記のやりとりの中で，証人Mの証言が，実際には，犯行状況に関する意見や感想や推測であったとしても，「T（らしき人物）がSの犯行行為に関与していた（らしい）」という点は示されており，「TがSと共謀して犯行に至った」という調書における事実を認定するためのリアリティ構成が法廷においても再現されたと言えるだろう。

一方，弁護人は，以下に示した証人Mに対する反対尋問の中で，証人Mの目撃証言の信憑性を問うために，証人Mが犯行現場の状況，及びTの犯行行為を目撃していないことを示そうとしている。

弁護人：（警察官から）何枚も写真を見せられたと思うんですが，現場にいたのは何人くらいだと思いますか？

証人M：Sさんはすぐに分かったんですが，Tさんはよく分かりませんでした。

弁護人：あなたは当初から「三人組の男」というのを何度も言われてますが，あなたの中では「三人組の男が被害者を川へ投げ込んだ」という認識があるんですね？

証人M：はい。S君が呼んだときに二人の男が来たので，三人組の男だと思います。

弁護人：では，S君以外の男の人の判別は写真では分かりにくかったのですね？

証人M：はい。

弁護人：ここにいるT君が何をしたのかは，具体的に見ていないということですね？

証人M：見ていたとは思うんですが，もう時間が経っているので分からない部分もあると思います。恐かったのでじっと見ていたわけではないので。

弁護人：あなたは被告に対して「恐い」という印象があったために，あまり直視していないということですか？

証人M：はい。でも見なければならないとは思いました。
弁護人：直視せずに伏目がちでということですか？
証人M：はい，そうです。

［T公判，1997年6月20日（括弧内筆者）］

上記のやりとりの中で，弁護人の「Tが何をしたのかは具体的に見ていないのか？」という質問に対し，証人Mは「見ていたと思うが，時間が経っているので分からない部分もある」「恐かったのでじっと見ていたわけではない」と答えている。ここでは，証人Mによる「三人組の男が被害者を川へ投げ込んだ」という証言は，Tの犯行行為（の目撃）に基づいているのではなく，「S君が呼んだときに二人の男が来た」のを目撃したことから，M自身が状況から推測したものであることが弁護人によって引き出されている。弁護人は証人Mに対する反対尋問の中で，証人Mの「二人か三人でやった」という目撃証言の信憑性を問うことによって，検事と証人Mとのやりとりの中で構成されていた「TがSと共謀して犯行に至った」という「犯行事実」を崩そうと試みたわけである。そのために，弁護人は「S一人でやったのか／SとTの二人でやったのか」という点に関して，証人Mが犯行事実をはっきりとは目撃していないにも拘わらず，「二人か三人でやった」と証言していることを示そうしていたと推測される。

さらに，弁護人は「S一人でやった」と証言している目撃者を証人（N）として採用し，犯行事実がS一人の犯行によるものであること，さらに警察官や検事が目撃者の調書作成段階で，「二人（もしくは三人）でやった」という目撃者の証言を目撃証言として認定し，「S一人でやった」という目撃者の証言を目撃証言として認めなかったことを示そうと試みている。以下はそのやりとりの一部である。

(b) 弁護人側証人N

弁護人：ミナミ署での事情聴取では，何を聞かれましたか？
証人N：視力はいくつだとか，視界を遮るものはなかったかとか聞か

れました。

弁護人：取り調べを行った警察官の行動で特徴的なことはありましたか？

証人N：何度も途中で立って，検事と「事実かどうか確認せなあかん」とぼやいていました。

弁護人：証人から警察官に聞いたことはありますか？

証人N：「『一人でやった』と言ってるのは私だけですか？」と聞きました。

弁護人：そうすると？

証人N：「うーん」とお茶を濁した言い方をしたので，聞いたらあかんことを聞いたのかと思いました。

弁護人：検事にも質問を受けてますか？

証人N：はい。

弁護人：何を聞かれましたか？

証人N：「視力は？」とか「視界を遮るものはなかったか」とか，「遠い所と近い所が逆に見えるようなことはないか？」などと聞かれました。

弁護人：調書で証人が言ったことと異なることはありましたか？

証人N：「絶対に言い切れないけれども，一人の犯行だと思う」という内容になっていました。

弁護人：証人としてははっきりと「一人でやった」という確信があったんですね？

証人N：はい。

弁護人：証人の方から訂正は求められましたか？

証人N：いいえ。

弁護人：なぜですか？

証人N：「『二人でやった』と言ってる目撃者が三人いる」と言ってたし，はなっから僕が言ってることを信じないという感じだったからです。

［T公判，1997年9月30日（括弧内筆者）］

上記のやりとりの中で，弁護人による「警察官／検事から何を聞かれたか？」という質問に対し，証人Nは「『S一人でやった』と証言しても，警

察官や検事からは『視力はいくつか』『視界を遮るものはなかったか』『遠い所と近い所が逆に見えるようなことはないか』と聞かれたり，警察官が『事実がどうか確認せなあかん』とぼやいたりした」と答えている。さらに，証人Nは「『S一人でやった』という確信があったにも拘わらず，警察官／検事によって作成された調書には『絶対に言い切れないけれども，一人の犯行だと思う』という内容に書き換えられていた」と証言していた[5)]。

上記のやりとりの中で，弁護人は，警察官や検事が目撃者の調書作成段階で，「二人（もしくは三人）でやった」と言う目撃者の証言を目撃証言として認定し，「S一人でやった」という目撃者の証言を目撃証言として認めなかったことを示そうと試みた。上記のやりとりの中で，「S一人でやった」という目撃者Nによる証言の正当性を示すことによって，検事と証人Mとのやりとりの中で構成されていた「TがSと共謀して犯行に至った」という「犯行事実」の認定を覆し，「Tは犯行に関与していない」（=「Tは無実である」）というリアリティを構成しようと試みたわけである。

一方，検事は証人Nに対する反対尋問において「S一人でやったのか／SとTの二人でやったのか」という点に関して，弁護側証人Nが事件をはっきりとは目撃していないことを示そうと試みている。

検　事：証人がS以外のA，B（TとY）といった人に気づいたのはどのような時点ですか？

5)　Tの公判を傍聴していた，「S一人の犯行」と証言したある目撃者は，警察署での事情聴取の状況を，「自分が犯人として取り調べを受けているようだった」と述べていた（T公判後，1996年5月10日）。

また，参考人であるYは，Tの公判及びSの控訴審において目撃者として証言し，Tの公判では「SとTが二人でやった」と証言したが，Sの控訴審では「目撃していない」「S一人でやったと思う」と証言自体が変化している。Yは証言が変化した理由について，Sの控訴審の中で，警察での事情聴取で「二人でやった」と言うまで執拗な取調が行われ，「SとTが二人でやった」という内容の調書が作成されたこと，そしてTの公判で「二人でやった」と証言したのは「調書と異なった証言をすれば偽証罪にあたると考えたから」と証言している（S控訴審，1998年5月29日）。

証人N：橋の欄干からFさんを落とした後に，まずS君が川を覗き込み，A，Bの人が橋を覗き込んでいたときに気づきました。

検　事：被害者の方が背中から川へ落ちていく，その後にA，Bの人の存在に気づいたということですか？

証人N：はい。

検　事：S君が抱えあげて川へ投げ込んだ場面では，あなたはA，Bの人の存在に気づいてなかったということですか？

証人N：はい。

検　事：あなたは（Fさんが寝ていた）台車については全く記憶がないんですか？

証人N：ないです。

検　事：警察に聞かれたと思うんですが，そのときから「ない」と答えているんですか？

証人N：はい。

検　事：それはあなたと被害者との間に遮る物があって，見えてないということではないですか？

証人N：それはないです。

［T公判，1997年9月30日（括弧内筆者）］

上記のやりとりの中で，検事は証人Nに対して，「Sと被害者以外の人物の記憶」「（Fさんが寝ていた）台車についての記憶」，さらには「被害者との間に遮る物があって，見えてないのではないか」という内容の質問を行っている。これらの質問によって，検事は「証人Nが事件の状況をはっきりとは目撃していないこと」を示すことによって，「二人でやった」という目撃証言の正当性を示し，そのことによって「SとTが共謀して犯行に及んだ」という犯行事実のリアリティを維持／構成しようとしたと考えられる。

検事側は，証人Mとのやりとりの中では，Tの自供書及び供述調書の裏付けを取ること，言い換えれば「TがSと共謀して犯行に至った」という点を示すことが目的だったのである。証人Mの証言が犯行状況に関する意見や感想や推測であろうと，「T（らしき人物）がSの犯行行為に関与していた（らしい）」という証言は引き出されており，調書における事実を認定

するためのリアリティ構成が，法廷においても再現されていたと言えるだろう。さらに「一人でやった」と証言していた証人Nに対する反対尋問の中では，「一人でやった」という目撃証言の信憑性を問題にすることを通じて，「二人でやった」という証人Nの目撃証言の正当性を維持しようと試みている。すなわち，検事が示そうとしている「二人でやった」という「事実」認定は，それによって「SとTが共謀して犯行に及んだ」という「犯行事実」の認定へとストレートに繋がっていくリアリティ構成のための重要な構成要素なのである。

一方，弁護人の戦略としては，「二人か三人でやった」と証言していた証人Mとのやりとりの中では「二人か三人でやった」という目撃証言の信憑性を問うこと，さらに「一人でやった」と証言していた証人Nとのやりとりの中では，「一人でやった」という目撃証言の正当性を示すことによって，「TがSと共謀して犯行に至った」という「犯行事実」を覆していくことによって，「Tは犯行に関与していない」（=「Tは無実である」）というリアリティ構成が行われようとしていたと言えるだろう。

Ⅲ　Tの自供書及び供述調書の信憑性をめぐるリアリティ

本章では，Tの公判での証人喚問において「S一人でやったのか／SとTが二人でやったのか」ということに関して，もう一つの争点となった，Tの自供書及び供述調書の信憑性をめぐるリアリティ構成について見ていく。

検察側の証人として，「二人でやった」という内容の証言を行った目撃者に対する証人喚問終了後，弁護人は陳述書を裁判長に提出している。以下は，弁護人が読み上げた陳述書を筆者が記録したものである。

> 事件後，SとYと三人で東京へ逃亡するが，東京で自分に逮捕状が出ていることを知る。事実を言うために，Yと二人で大阪に戻る。警察に出頭しようとすると，そのまま逮捕される。警察での取り調べは，「やっていない」というのを聞き入れられず，一方的に刑事は自白を求めてきた。「人を殺しておいて，それをどう考えているんや」と怒鳴ら

れたり，こづかれたりした。取り調べは逮捕当日夜7：00頃から翌朝にかけて行われ，長期の野宿と長時間の取り調べで疲労しているために，判断力が鈍っていたので，仕方なく自白をする。しかし，やっていないことを刑事に説明しなければならず，何を言っていいのかわからず，警察の言うままに同意し，調書に自らの意思で書いた点は一切ない。

［T公判，1997年9月9日］

Tの自供書と供述調書に関して証人となったのは，Tの自供書と供述調書を作成した取調官である。検事と取調官，弁護人と取調官とのそれぞれのやりとりの中で争点となっていたのは，「Tの自白が取調官の強制によるものか／否か」という点と「Tの自供書及び供述調書が取調官の強制によって作成されたものか／否か」という点である。

検　事：（Tに対して）怒鳴りつけた言い方をしたのか，説得したのかどちらですか？
取調官：基本的に怒鳴ったりはしていません。取り調べは心と心のつながりから行えるものなので。
検　事：証人が苛々したことはないですか？
取調官：ないです。
検　事：大声を出したことはないですか？
取調官：一度だけあります。
検　事：どういうときですか？
取調官：何を思ったのか，被告が「Sがこないなことするからや」とぽろっと言いだしたので，「今まで言っとったのはどういうことやねん」と，大声を出して机を叩いたことがあります。
検　事：被告はどうなりましたか？
取調官：目の周りが真っ赤になってました。「ここだ」と思って，「本当のことを言うように」と言うと，被告が「すいません。二人でしました」と言い出しました。

……（中略）……

検　事：その後，食事をとらせてからはどうしましたか？
取調官：自供書を作成させました。

検事：どのようにして？
取調官：紙とペンを置いて，「これにやったことと，感想文を書くように」言いました。
検　事：被告は，自供書は何分くらいで書きあげましたか？
取調官：15分くらいです。
検　事：証人やOさんが被告が自供書を書くのに，被告に怒鳴ったり，指図をしたりしたことはありますか？
取調官：ありません。
検　事：自供書を書き上げてからは？
取調官：一度読んで聞かせて，間違った所がないかを確認させました。
検　事：自供書は一枚ですか？
取調官：あまりにも，現場の手の動きなどに関する所が乏しかったので，その辺りをもう一枚書かせました。
検　事：自供書を書かせるときに，証人とO主任は被告に何か言いましたか？
取調官：自供書の内容を変えるようなことは言ってません。
検　事：それからどうしましたか？
取調官：供述調書作成に取りかかりました。
検　事：どのように供述調書を作成しましたか？
取調官：本人が言った内容を，供述調書を作成するKに伝えました。
検　事：それからどうしましたか？
取調官：作成した供述調書の内容を本人に読んで聞かせて，間違いがなければ署名，捺印するように言いました。

［T公判　1998年5月15日（括弧内筆者）］

上記のやりとりの中で，検事は，まずTの自白に関しては，「（Tに対して）怒鳴りつけた言い方をしたのか，説得したのかどちらか？」「証人が苛々したことはないか？」「証人が大声を出したことはないか？」と聞いている。検事の質問に対して，取調官は「基本的に怒鳴ったりはしていない」「（大声を出したことは）一度だけあります」と答えたが，「怒鳴った」「大声を出した」という行為を，Tに自白を強要するために行ったのではなく，「本当のこと」を言わせるために必要なこととして正当化している。検事は，

次にTの自供書及び供述調書に関しては，「被告が自供書を書くのに，被告に怒鳴ったり，指図をしたりしたことはありますか？」「自供書を書かせるときに被告に何か言いましたか？」「どのように供述調書を作成しましたか？」と聞いている。検事の「自供書は一枚ですか？」という質問に対し，取調官は「あまりにも，現場の手の動きなどに関する所が乏しかったので，その辺りをもう一枚書かせました」と答えている。

検事側の戦略としては，上記のやりとりの中で，Tの自白の正当性，さらにTの自供書及び供述調書の正当性を示すことであったと考えられる。取調官に対する証人喚問において，検事側が「Tの自白が取調官の強制によるものではない」という点と「Tの自供書及び供述調書が取調官の強制によって作成されたものではない」という点を示すことによって，調書及び供述調書における「TがSと共謀して犯行に及んだ」という「犯行事実」の認定を法廷においても維持しようと試みたわけである。

一方，弁護人側は，取調官に対する反対尋問において，まず「Tの自白が取調官の強制によるものである」という点を示そうとしている。

弁護人：具体的に，被害者のどの部分を持ったのかということは聞かなかったんですか？

取調官：具体的にどうやったという話が全くできませんでした。被告が，具体的に腕を持つとか，足を抱えるとかを説明するということが大変なことなんだと思いました。

弁護人：被告が被害者のことをどのように思っているのかを聞かなかったんですか？

取調官：聞いてません。

弁護人：再現するときに，被告とS君が被害者のどの部分を持ったのかという質問はしたんですか？

取調官：はい。

弁護人：先程，被告が具体的な動作について答えなかったということですが，証人はそのことについてどのように思われましたか？

取調官：私も含めて三人しかいなかったので，再現があまりできませんでした。

弁護人：被告が具体的な動作について説明できないということについて，証人はどう思われましたか？

取調官：被告が「具体的な動作を説明できない」というので，「できないなら仕方ないな」と思いました。

弁護人：被告はＳ君の行動を見たということですが，Ｓの犯行行為についての質問はしていないということですか？

取調官：質問したにも拘わらず，被告は答えられなかったんです（声を荒げて）。

［Ｔ公判，1998年５月26日（括弧内筆者）］

上記のやりとりの中で，弁護人は，取調官に対して，Ｔの具体的な犯行行為に関して，「取調官とＴとの間でどのようなやりとりが行われたのか」を尋ねている。しかし，取調官は「具体的にどうやったという話が全くできなかった」と述べ，「被告が，具体的に腕を持つとか，足を抱えるとかを説明するということが大変なんだと思った」「私も含めて三人しかいなかったので，再現があまりできなかった」というように，取調中にＴが具体的な犯行行為について説明できなかった理由について述べている。

また，弁護人は，Ｔの犯行動機について「被告が被害者のことをどのように思っているのかを聞かなかったのか？」と尋ねているが，取調官は「聞いてない」と答えている。さらに弁護人は，「（被告に）Ｓの犯行行為についての質問はしていないということか？」と聞くと，取調官は声を荒げて「質問したにも拘わらず，被告は答えられなかった」と述べている。

さらに，弁護人は以下のやりとりの中で「Ｔの自供書及び供述調書が取調官の強制によって作成されたものである」という点を示そうと試みている。

弁護人：あなたは「（Ｔが被害者を）投げ込む行為」について補足を加える方針だったということですが，それはできたんですか？

取調官：うーん……。

弁護人：具体的にどうやって抱えたかという話は，あなたは聞かなかったんですか？
取調官：はい。
弁護人：それはどうしてですか？
取調官：時間がかかると思ったからです。
弁護人：あなたにとっては「投げ込む行為」については重要なポイントではなかったんですか？
取調官：そうです。
弁護人：あなたは「投げ込む行為」について質問をしていないにも拘わらず，調書の方はそういった質問をされたかのようにできあがっているということですか？
取調官：調書を作成している段階では，後日聞いても供述が変化するとは思ってなかったからです。
弁護人：T君の投げ込む行為についての，「浮浪者の人と，S君と向かい合ってうんぬん」という供述は，あなたが質問された内容に被告が答えたという事実はないということですか？
取調官：足を持ったとか，右手はどちらにとか，左手はどちらかという質問は省いたということです。

［T公判，1998年5月26日（括弧内筆者）］

上記のやりとりの中で，弁護人は，「Tが供述調書を作成する過程においても，自らの具体的な犯行行為について説明できなかったにも拘わらず，供述調書にはTの犯行行為について書かれていたこと」を示すことによって，調書内容の信憑性を問題にしようする戦略をとったのだと考えられる。

しかし，弁護人の質問に対して，取調官は「調書を作成している段階では，後日聞いても供述が変化するとは思ってなかったから」「足を持ったとか，右手はどちらにとか，左手はどちらかという質問は省いた」と述べ，弁護人の意図であった「Tの自供書及び供述調書が取調官の強制によって作成されたものである」ということを示すような証言を引き出すことは出来なかった。

弁護人は取調官に対する反対尋問の中で，Tの自白そのもの，さらにT

の自供書及び供述調書の信憑性を問うことによって，検事側の「TがSと共謀して犯行に及んだ」という「犯行事実」を覆し，「TはSの犯行行為に関与していない」（=「Tは無実である」）というリアリティを構成しようと試みている。おそらく，冒頭で示した，弁護人が裁判長に提出した陳述書も，Tの自供書及び供述調書における「犯行事実」を覆すための資料として提出されたものである。

つまり，実際にどのような状況で取り調べが行われたのかは，裁判を傍聴した限りでは不明であるけれども，法廷における検事と取調官，弁護人と取調官とでそれぞれ行われたやりとりを見る限りでは，Tが逮捕された当初は犯行事実を否認していたが，取り調べ中にT自身が自白したこと，さらにはTと取調官とのやりとりによって，自供書及び供述書が作成されたことが「事実」として示されている。検事は「Tが自白した」という「事実」に基づいて，取調官を証人として採用し，「二人でやった」という内容の目撃証言，Tの自供書及び供述調書の正当性を示すことによって，「TがSと共謀して犯行に及んだ」という「犯行事実」をめぐるリアリティを維持しようと試みた。また，検事と取調官，弁護人と取調官とでそれぞれ行われたやりとりを見る限りは，取調官によって供述調書が作成された後に，再びTが犯行事実を否認していたことも「事実」として示されている。弁護人は，「Tが犯行事実を否認している」という「事実」に基づいて，Tの自供書及び供述調書の信憑性を問うことによって，検事側の「TがSと共謀して犯行に及んだ」という「犯行事実」を覆し，「TはSの犯行行為に関与していない」（=「Tは無実である」）というリアリティを構成しようと試みたわけである。

Ⅳ　結びに代えて

本稿では，最終的に無罪判決が確定したTの公判において，特に証人喚問のやりとりの中で，犯行事実の認定をめぐるリアリティがどのように構成されていったのかを明らかにしていくことを試みた。冒頭でも述べたが，

T公判の特徴は，①警察官の取り調べの際に，T被告自身が一旦は犯行事実を認めたこと（自供），②第一審公判の罪状認否において，T被告自身が犯行事実そのものを否認したこと，③法廷においては，その争点が「S一人でやったのか／SとTの二人でやったのか」となり，Tによる犯行事実の有無自体が問題となったこと，④指紋や凶器といった犯行事実に関する物的証拠がないために，目撃者の証言と本人の供述調書をもとに犯行事実の有無自体が争われたことである。ここで注意しておかなければならないのは，法廷において，検事／弁護人双方の犯行事実をめぐるリアリティが，T自身の供述をめぐって構成されたのではなく[6]，目撃証言の信憑性と，T

6) 法廷におけるT自身の供述に関しては，筆者が裁判を傍聴していた段階では，証人喚問段階であったため，以下に示したS控訴審での，Tが証人となった際の弁護人とのやりとりを参考にしていただきたい。

弁護人：それからどうしましたか？
　T　：そのまま銅像に歩いて行ったら，「ドボン」と水の音がしました。
弁護人：S君は見えましたか？
　T　：はい。
弁護人：Fさんは見えましたか？
　T　：もう，見えませんでした。
弁護人：そのときのS君の格好は？
　T　：川に向かって両手を出すようでした。
弁護人：それからは？
　T　：S君は北に向かって小走りで走り出しました。
弁護人：あなたは水の音がして，振り返ったときに，なにが起こったのか分かりますか？
　T　：一瞬，分かりませんでした。
弁護人：S君が投げ込んだのか，落としたのか分かりませんが，その瞬間は見ましたか？
　T　：見ていません。
弁護人：あなたはFさんに触れましたか？
　T　：触れてません。
弁護人：あなたが歩いている間に，この事件は起きたのですか？
　T　：はい。

［S控訴審，1998年5月9日］

の自供書，供述調書の信憑性によって構成されたことである。つまり，検事／弁護人双方が，それぞれの目撃証言の信憑性をめぐるリアリティ構成と，Tの自供書，供述調書の信憑性（取調官の強制によるものか／否かという）をめぐるリアリティ構成によって，Tの犯行事実の認定が試みられたのである。

弁護人側は，「TはSの犯行行為に関与していない」（=「Tは無実である」）という事実認定を促すためには，検事側の「SとTが共謀して犯行に至った」というリアリティを崩し，「TはSの犯行行為に関与していない」というリアリティを構成していく必要があったのである。弁護人側が行ったリアリティ構成をまとめると，以下の三点になる。まず，目撃証言の信憑性について，検察側が採用した「二人でやった」と証言している，証人Mとのやりとりにおいて，「二人か三人の男が被害者を川へ投げ込んだ」という証言は，Tの犯行行為を目撃したのではなく，「Sが呼んだときに，二人の男性が来た」のを目撃したことから証人M自身が推測したものであるという点を引き出そうとした。次に，「一人でやった」と証言している目撃者（N）を証人として採用し，証人Nから警察官／検事による調書作成段階で，証人Nが「一人でやった」と証言したにもかかわらず，目撃証言として認められなかった点を示そうとした。さらに，Tの自供書及び供述調書の信憑性について，検事側が証人として採用した取調官とのやりとりにおいて，Tの自白が，取調官の強制によるものであり，自供書及び供述調書もT自身の供述に沿って作成されたものではなく，取調官の強制によって作成されたことを示そうと試みた。

一方，検事側は，起訴状におけるTの犯行行為に沿った「SとTが共謀して犯行に至った」という「犯行事実」の認定を法廷においても維持しようと試みた。検事側にとっては，「取調中にTが自白した」という「事実」に基づいた，自供書及び供述調書におけるTの犯行行為に関するリアリティを法廷においても再現すればよいのであって，「取調中にTが自白した」という「事実」と，共犯とされたSの第一審において「Tと共謀し」という

点が認定されたという「事実」が，「Tの自白」「Tの自供書及び供述調書」の正当性を維持するための重要な要素だったのである。

最後に，何がTの無罪判決を引き出したのかという推論をもって，本稿の結びに代えたい。本件で無罪判決が下されたのは，主犯格とされたS自身が一審，及び控訴審を通じて「一人でやった」と主張し[7]，S控訴審判決では「一人でやった」点が事実認定されたからだと推測される。つまり，T公判で争われた犯行事実をめぐるリアリティは，全く別の法廷（S控訴審）

7) 以下は，T公判での証人喚問で，証人として証言したSと検事とのやりとりの一部である。SはS自身の供述調書においては，「二人でやった」と供述していたが，S一審，S控訴審，さらには証人として証言したT公判においても，一貫して「一人でやった」と証言していた。

検事：Fさんを抱えて，持ち上げようとしたらFさんはどうしましたか？
S　：僕の胸ぐらを掴んできました。
検事：それに対して，あなたはどうしましたか？
S　：払いのけたらFさんが川に落ちました。
検事：そのとき，被告人は何をしていましたか？
S　：Fさんが川に落ちて，パッと横を見たら，T君が少し離れた所から川を覗いていました。
検事：検察の調書とは異なったことを述べられてますね？
S　：警察の取り調べがきつかったから「二人でやった」と言いました。
検事：Fさんを持ち上げたとき，T君のみぞおちが見えたとか，T君の髪の毛が見えたと答えていますが，実際はそういうことがなかったのですね？
S　：はい，ありませんでした。
検事：実際は，何処が見えていたのですか？
S　：橋の欄干です。
検事：Fさんを持ち上げかけたとき，どうでしたか？
S　：思ったよりの軽かったので，びっくりしました。人間ってこんなに軽いものなのかとびっくりしました。
検事：一人で持ち上げられると思いましたか？知らないうちにT君に手伝ってもらってたということはありませんか？
S　：いえ，一人で充分持ち上げられる重さやなとおもいました。
検事：あなたは，現在T君に対してどう思ってますか？
S　：T君に巻き添えを食らわせたと思います。

［T公判，1996年8月20日］

で構成されたリアリティによって，Tの無罪判決という「結果」が引き出されたものと推測される。仮に，Sの控訴審判決においても，一審での「二人でやった」という事実認定が維持されたとすれば，起訴状の犯行事実のまま，Tに対する判決が下されていたのではないかと推測される。

法廷においては，裁判官／弁護人／検事と被告とのやりとりを通じて，被告の犯行動機が構成されていくだけなく，実は，犯行事実自体も，裁判官／弁護人／検事と被告とのやりとりを通じて構成されていく。本稿が事例とした法廷においては，犯行事実の有無自体が争われていたのではなく，実際は，犯行事実の認定をめぐる二つのリアリティ（「一人でやったか／二人でやったか」）が争われていたのである。

本稿では，構成主義的アプローチの視角をとり，この法廷で争われた一連の事柄が事実（真実）であるかどうかは問題としていないけれども，実際に筆者が裁判を傍聴した限りでは，「TがSの犯行行為に関与していたのか／否か」という点は分からなかった。ただ言えることは，法廷においては「取り調べ中にTが自白した」という「事実」が，犯行事実の認定をめぐるリアリティを構成していくための前提となっていたということである。法廷では，弁護人によって「取り調べ中にTが自白した」という「事実」によって構成された「犯行事実」を覆すことが試みられたが，「Tが犯行に関与していない」という確定的な事実を引き出したり，リアリティを構成したりするまでには至らなかったと言えるだろう。結局，T公判の判決も，弁護人によって示されようとした，「TはSの犯行行為に関与していない」というリアリティ構成によって導き出されたのではなく，S控訴審で構成されたリアリティ構成（=「S一人でやった」点が事実認定された）によって導き出されたと推測されるのである。

ある事実をめぐって複数のリアリティが構成されるということは，社会学の自明な命題であるけれども，そうであるならば，複数のリアリティを一元化していく社会的相互作用は，一つの事実を作り出す（確定する）ということも，その命題に付け加えなければならない。法廷という社会にお

いては，事実は，再現されたり，確認されたりするだけでなく，リアリティによって「確定されたり」「作り出されたり」するのだから……。

文　　献

Blum and Mchugh, 1971, "The Social Ascription of Motives", *American Sociological Review* Vol. 36 No. 1: 98–109

Blumer, H., 1969, *Symbolic Interaction: Perspective and Method*, Prentice-Hall=1991　後藤将之訳『シンボリック相互作用論――パースペクティヴと方法』勁草書房

土井隆義，1988a,「犯罪動機の知識社会学的考察――ラベリング・パースペクティヴと動機付与論」『ソシオロジ』103 : 61–76

土井隆義，1988b,「刑事司法過程における犯行動機の構成」『犯罪社会学研究』 13号：102–121

Hewitt and Stokes, 1975 "Disclaimers" *American Sociological Review* Vol. 40 No. 1: 1–11

Holstein, J. A and Miller, G., 1990, "Rethinking Victimization an Interactional Approach to Victimology" *Symbolic Interaction* Vol. 13 No. 1: 103–122

井上　俊，1975,「日常生活における解釈の問題」仲村祥一編『社会学を学ぶ人のために』世界思想社：31–50

井上　俊，1982,「うそ現象へのアプローチ」仲村祥一・井上　俊編『うその社会心理』有斐閣：1–39

井上　俊，1986,「動機の語彙」作田啓一・井上　俊編『命題コレクション社会学』筑摩書房：30–35

井上　俊，1997,「動機と物語」井上　俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉『岩波講座現代社会学　現代社会の社会学１』 岩波書店：19–46

磯部卓三，1975,「嘘と社会」仲村祥一編『社会学を学ぶ人のために』世界思想社：73–91

狩谷あゆみ，1997,「社会問題の構成と隠蔽『道頓堀野宿者殺人事件』に関するマスコミ報道を事例として」『ソシオロジ』129: 77–95

狩谷あゆみ，1998,「法廷における犯行動機の構成と被害者のカテゴリー化――『道頓堀野宿者殺人事件を事例として』」『社会学評論』49–1（193）：97–109

北村年子，1997,『大阪道頓堀「ホームレス」襲撃事件』太郎次郎社

Mills, C. W., 1940, "Situated actions and vocabularies of motive", *American Sociological Review* 5: 904–913 =1971　田中義久訳「状況化された行為と動機の語彙」青木和夫・本間康平監訳『権力・政治・民衆』みすず書房：344–355

Scott and Lyman, 1968, "Accounts", *American Sociological Review* Vol. 33 No. 1: 46–62

Summary

What Are "Facts" in Court?
A Sociological Analysis of a Criminal Trial

Kariya, Ayumi

A sixty-three-year-old homeless man was murdered in Osaka, on 18th October 1995. Two young men were arrested eventually for murder. One of them admitted his crime but the other insisted that he should be innocent. However, in spite of his denial, the young man was taken to court.

I attended the court as an auditor from the first trial to the last and noticed that the point which became at crucial issue in court was reliability of confession and that of witnesses. In this paper, I paid attention to the way of constructing lawful "facts" and analyzed how "facts" are admitted as "facts" in court.